

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(1) 牽制機能	第二種	虚偽の内容の事業 報告書を作成し、当 局に提出する行為	金商法第47条の2	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/20130426-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/20130426-1.htm</a>	25.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(1) 牽制機能	第二種	報告徴取命令に対 する虚偽の報告等	金商法第56条第1項 第6号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/20130416-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/20130416-1.htm</a>	25.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(1) 牽制機能	第二種	報告徴取命令に対 する虚偽の報告	金商法第52条第1項 第6号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/20130426-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/20130426-1.htm</a>	25.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(1) 牽制機能	第二種	報告徴取命令に対 する虚偽報告	金商法第52条第1項 第6号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/20130830-2.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/20130830-2.htm</a>	25.7～9
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(1) 牽制機能	第二種	検査忌避	金商法第198条の6第 11号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/20131209-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/20131209-1.htm</a>	25.10～ 12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(1) 牽制機能	助言	業務停止命令違反	金商法第52条第1項 第6号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2014/20140305-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2014/20140305-1.htm</a>	26.1～3

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(2) 経営方針 等	登金	金融商品仲介に係る 業務の運営が不適 切な状況	—	・当行は、子会社である証券会社と金融商品仲介業務委託契約を締結する一方で、社内規程において、当該業務について行う範囲を証券口座開設業務に特化し、子会社証券会社の取り扱う金融商品に係る販売勧誘を禁止している。 ・しかしながら、経営陣主導のもと、そもそも社内規程上禁止されるため勧誘行為を実施する際の管理態勢が構築されていない中で、当該子会社証券会社からの受入手数料収入に係る収益獲得を優先し、目標達成に向けた推進がなされ、当該行為が多発している状況が認められた。	—	25.7～9
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(6) 業務運営 への取組 み	第一種 (有価)	業務の運営に関し、 投資者保護上重大 な問題が認められる 状況	金商法第51条	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンクします)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2014/2014/20140124-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2014/2014/20140124-1.htm</a>	26.1～3
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(6) 業務運営 への取組 み	運用	投資一任契約に係る 忠実義務違反	金商法第42条第1項	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンクします)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20130830-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20130830-1.htm</a>	25.7～9
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(6) 業務運営 への取組 み	運用	投資一任契約に係る 善管注意義務違反	金商法第42条第2項	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンクします)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20130830-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20130830-1.htm</a>	25.7～9
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(6) 業務運営 への取組 み	運用	顧客出資金の目的 外運用及び流用に 係る忠実義務違反	金商法第42条第1項	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンクします)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20131217-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20131217-1.htm</a>	25.10～ 12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第一種 (有価)	円LIBORに係る不適 切な行為	金商法第51条	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンクします)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20130405-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20130405-1.htm</a>	25.4～6

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第二種	金融商品取引業に 関し、不正又は著しく 不当な行為をした場 合において、その情 状が特に重いとき	金商法第52条第1項 第9号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130416-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130416-1.htm</a>	25.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第二種	ファンドの多くについ て運用が適切でない と認識しながら行う 勧誘行為等	金商法第52条第1項 第9号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130808-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130808-1.htm</a>	25.7～9
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第二種	金融商品取引業に 関し、不正又は著しく 不当な行為をした場 合において、その情 状が特に重いとき	金商法第52条第1項 第9号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130830-2.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130830-2.htm</a>	25.7～9
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第二種	無登録業者による投 資事業有限責任組 合の出資持分の取 得勧誘に加担してい る状況等	・金商法第51条 ・金商法第52条第1項 第1号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2014/2014/20140325-2.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2014/2014/20140325-2.htm</a>	26.1～3
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	無登録で海外ファン ドの募集又は私募 の取扱いを行っている 状況	金商法第29条	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20131003-3.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20131003-3.htm</a>	25.10～ 12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	無登録で外国投資 証券の募集又は私 募の取扱いを行って いる状況	金商法第29条	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20131003-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20131003-1.htm</a>	25.10～ 12

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	無登録で外国投資 証券の募集又は私 募の取扱いを行っ ている状況	金商法第29条	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20131003-2.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20131003-2.htm</a>	25.10～ 12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	無登録業者に名義 貸しを行っている状 況	金商法第36条の3	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2014/2014/20140221-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2014/2014/20140221-1.htm</a>	26.1～3
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	運用	金融商品取引業の 登録のない海外運 用会社が行う外国 投資信託等の取得 勧誘に該当するお それのある行為に 関与している状況	-	・当社は、業務委託契約に基づき、海外運用会社に対し、国内の適格機関投資家に係る情報提供を行っていたが、当該海外運用会社は、第一種金融商品取引業者の登録を受けないまま当該情報に基づき、国内適格機関投資家に対し、自らが運用する外国投資信託等に係る商品説明を行うなど、取得勧誘を行っているおそれがあった。 ・当社は、上記状況を認識していたにもかかわらず、こうした取得勧誘行為の違法性について十分な検討を行わないまま当該海外運用会社に対して情報提供を行うなど、当該行為に関与していた。	-	25.10～ 12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(4) 法令等遵 守意識の 徹底	第二種	業務運営の状況に 関し、公益又は投 資者保護上重大な 問題が認められる 状況等	・金商法第38条第1項 ・金商法第40条の3 ・金商法第52条第1項 第6号 ・金商法第47条の2	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20131209-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20131209-1.htm</a>	25.10～ 12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	3. 内部管理 態勢	(4) 内部管理 業務の運 営	助言	投資助言業務に関 する紛争解決措置 の未整備	・金商法第37条の7第 1項 ・金商法第47条の2	・当社は、登録申請時に、紛争解決措置としてA弁護士会等との協定を締結するとしていたものの、実際は、同協定を締結しておらず、当該措置を講じていない。 ・また、当局に提出を行った事業報告書の記載事項「紛争解決体制」において、当該協定を締結している旨の記載を行っていた。	-	25.4～6

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(2) 売買管 理・審査 態勢の整 備	第一種 (有価)	法人関係情報に係る 営業管理態勢の不 備	—	・当社は、法人関係情報管理に係る営業管理態勢上、以下のとおり、問題のある状況を看過していた。 ○投資に関する情報を支店に提供する部署に所属する職員が、社外の者から個人的に入手したとみられる特定銘柄に係る情報(増資等)について、法人関係情報管理の観点から、より慎重に管理し、取り扱う必要があったにもかかわらず、それを怠り安易に一支店の支店長に対して、投資勧誘に利用することを前提に提供していた。 ○また、当該支店長においても、法人関係情報管理の観点から、より慎重に管理し、取り扱う必要があったにもかかわらず、それを怠って安易に当該情報を利用した投資勧誘を行っていた。	—	26.1～3
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(6) 業務運営 状況	第一種 (有価)	信用取引に係る保証 金の管理態勢の不 備等	—	当社は、日本証券業協会の監査において、「法令(保証金預託率30%維持)に違反して顧客に信用取引保証金を引き出させる行為」(以下「不当引出し」という。)を複数件指摘され、当社の信用取引保証金の管理は改善を要するとして注意喚起を受けた。しかしながら、当社は、信用取引保証金の管理に係る法令について役職員への周知の徹底等の不当引出しの再発防止策を十分に講じておらず、当社の信用取引に係る保証金の管理態勢には不備が認められ、その結果、依然として複数の不当引出しが発生していた。	—	26.1～3
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	3. 自己資本 規制関連 リスクの 管理態勢	(2) 自己資本 規制比率 を管理す る者等の 役割	第一種 (有価)	自己資本規制比率 の算出誤り等	金商法第46条の6	・当社は、以下のとおり、誤った自己資本規制比率に係る算出を行い、当該誤った数値を当局に提出していた。 ○株券の市場リスク相当額について、(イ)一般市場リスク相当額、(ロ)個別リスク相当額、(ハ)一の銘柄のポジションの時価額が全ポジションの時価額の20%を超える場合のリスク相当額を算出するに当たり、それぞれポジションの時価額に8%又は16%を乗すべきところ、4%又は12%を乗じていた。  ※なお、本件は、平成24年3月末に施行された自己資本規制比率告示改正前の比率を用いていたものである。	—	25.4～6
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	3. 自己資本 規制関連 リスクの 管理態勢	(2) 自己資本 規制比率 を管理す る者等の 役割	第一種 (有価)	自己資本規制比率 の算出誤り等	金商法第46条の6	・当社は、以下のとおり、誤った自己資本規制比率に係る算出を行い、当該誤った数値を当局に提出等していた。 ○市場リスク相当額の算出において、A社に係る株式保有額が固定化されていない自己資本の額に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合に該当することになったにもかかわらず、当該株式に係る市場リスク相当額に百分の五十を乗じて得た額を市場リスク相当額に加算していない状況が認められた。	—	25.10～ 12

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	3. 自己資本 規制関連 リスクの 管理態勢	(2) 自己資本 規制比率 を管理す る者等の 役割	第一種 (有価)	自己資本規制比率 の算出誤り等	・金商法第46条の6	<p>・当社は、以下のとおり、誤った自己資本規制比率に係る算出を行い、当該誤った数値を当局に提出していた。</p> <p>①控除すべき固定資産の額から自己の債務の担保に供した土地の評価額を控除する際に、誤った側方路線影響加算率を適用して当該土地を評価していた。</p> <p>②指定国の代表的な株価指数を除く株式の個別リスク相当額は、銘柄ごとのロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額から、20%を乗じて得た額を超える部分に相当する額を控除した額に8%を乗じて得た額の合計額とすべきところ、銘柄ごとのロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に4%を乗じて得た額の合計額としていた。</p> <p>③株式の20%を乗じて得た額を超える部分に係るリスク相当額は、20%を乗じて得た額を超える部分に相当する額に16%を乗じて得た額の合計額とすべきところ、20%を乗じて得た額を超える部分に相当する額に12%を乗じて得た額の合計額としていた。</p> <p>④適格格付を付与された金融機関等に預け入れた外貨預け金の取引先リスク相当額は、帳簿価額に1.2%を乗じて得た額の合計額とすべきところ、計上していなかった。</p> <p>※なお、上記②及び③については、平成24年3月末に施行された自己資本規制比率告示改正前の比率を用いていたものである。</p>	-	26.1～3
Ⅱ-1-4 態勢編・ 投資助 言・代理 業者	1. 内部管理 態勢	(1) 経営者の 認識	助言	無登録の海外FX業 者を推奨している状 況	-	<p>当社は、会員サイトにおいて、レバレッジ規制の適用を受けず、高レバレッジで取引ができるとして無登録の海外FX業者を推奨していた。</p> <p>なお、当該海外FX業者は、無登録の海外所在業者として、金融庁(関東財務局)より警告書の発出を受けている業者であった。</p>	-	26.1～3
Ⅱ-1-5 態勢編・ 投資運用 業者	1. 内部管理 態勢	(1) 取締役等 の認識及 び役割	運用	利益相反防止に係る 内部管理態勢が不 十分な状況	-	<p>・当社は、投資一任契約に基づいて投資信託や投資証券(投資信託等という。)を組み入れるに当たり、投資一任契約を締結する顧客からの運用受託報酬のほかに、組み入れた投資信託等を運用する投資運用業者から顧客への情報提供等の対価として報酬を受領するなど、当社にとって当該投資信託等を組み入れるインセンティブが生じる構造となっている。</p> <p>・当社は、当該状況につき、利益相反のおそれのある状況であると認識していたにもかかわらず、十分な利益相反防止のための方策を実行していなかった。</p>	-	25.4～6
Ⅱ-1-5 態勢編・ 投資運用 業者	1. 内部管理 態勢	(5) 運用管理 態勢	運用	モニタリング態勢の 不備	-	<p>・当社は、投資対象資産に組み入れているヘッジファンド等に係るデューディリジェンスにおいて、継続的なモニタリングが必要であると認識した項目があるにもかかわらず、その後モニタリングを行っていなかった。</p>	-	25.10～ 12

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-5 態勢編・ 投資運用 業者	1. 内部管理 態勢	(5) 運用管理 態勢	運用	投資運用業務における運用モニタリングが適切に行われていない状況等	—	当社は、投資一任契約に基づく運用財産の中に甲会社が発行する私募債を組み込んでいたが、①当該私募債の利払が遅延していたこと、②発行体である甲会社が債務超過に陥っていたこと、③発行体である甲会社の信用リスクが高まっていることを認識していたにもかかわらず、適切な対応策を講じておらず、当社の運用財産に係るモニタリングの状況は不適切であり、当社の業務の運営状況は、投資者保護上問題があると認められた。	—	26.1～3
Ⅱ-1-5 態勢編・ 投資運用 業者	1. 内部 管理態勢	(7) 運用の再 委託管理	運用	業務運営態勢の不備	金商法第42条の3第1項	・当社は、匿名組合との投資一任契約に基づく運用権限の一部を、他の投資運用業者に委託していたが、法令(金商法第42条の3第1項)で規定される下記事項を定めることなく、これを行っていた。 (運用権限の委託に関する事項(金商業等府令第131条)) ・権利者のため運用を行う権限の全部又は一部の委託をする旨及びその委託先の商号又は名称 ・委託の概要 ・委託に係る報酬を運用財産から支払う場合には、当該報酬の額	—	25.7～9
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事 項の検証	第一種 (有価)	事故届出未済	金商法第50条第1項	・当社は、当社において発生した法令に違反する行為を知った際、当局へ遅滞なく事故届出を行う必要性を認識したが、一方で、当社は、業務方法書の変更届出手続きの準備を行っており、当該手続きに際し当局の心証を悪化させることをおそれたため、事故届出を行わなかった。	—	25.7～9
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事 項の検証	助言	登録事項の変更届出未済	金商法第31条第1項	・当社は、当局に提出を行った登録申請書に、投資助言業務に関し助言を行う部門を統括する者としてA役員の氏名を記載していたが、実際にはA役員は当該業務を行っておらず、また、当局に対しその旨の変更届出を行っていなかった。	—	25.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事 項の検証	助言	不適切な業務運営態勢	—	・当社のA顧問は、過去に登録取消しの行政処分を受けた金融商品取引業者の元代表取締役であり、登録取消し後5年間は他の金融商品取引業者の役員又は政令で定める使用人になることができない者であったが、当社において、政令で定める使用人(金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者(金商業等府令第6条第2項))として、国内上場株式に関する投資判断を行い、顧客に対し投資助言を行っていた。 ・当社の代表取締役社長は、上記事実を把握しておらず、看過していた。	—	25.7～9
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	第一種 (有価)	金融商品取引契約の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為	金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号	・当社の仕組債に係る勧誘説明資料において、当該仕組債の発行時よりTOPIXが上昇する場合、債券時価も連動して上昇し利益を享受できると理解できる旨の表示が行われていたが、実際には、当該仕組債の時価の上昇はTOPIXの上昇に必ずしも連動して上昇せず、投資者に誤解を生ぜしめるべき表示となっていた。	—	25.4～6

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	第一種 (有価)	厚生年金基金の役 職員に対し特別の利 益を提供している状 況	金商法第38条第7号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第3号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20131205-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20131205-1.htm</a>	25.10～ 12
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	第二種	信託受益権の取得 勧誘において顧客に 対し虚偽のことを告 げる行為	金商法第38条第1号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130416-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130416-1.htm</a>	25.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	第二種	金融商品取引契約 の締結又はその勧 誘に関して、顧客に 対し虚偽のことを告 げる行為	金商法第38条第1号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130426-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130426-1.htm</a>	25.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	第二種	出資持分の取得勧 誘において顧客に対 し虚偽のことを告 げる行為	金商法第38条第1号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130830-2.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130830-2.htm</a>	25.7～9
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	第二種	ファンド持分の取得 勧誘に関して、顧客 に対し、虚偽のことを 告げる行為	金商法第38条第1号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130808-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130808-1.htm</a>	25.7～9
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	運用	投資一任契約の締 結又はその勧誘に 関し、重要な事項に つき誤解を生ぜしめ るべき表示をする行 為	金商法第38条第7号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第2号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130625-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c/2013/2013/20130625-1.htm</a>	25.4～6



金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	運用	虚偽表示	金商法第38条第7号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第2号	・当社は、投資一任契約の締結に際し、顧客に対し、運用対象としているファンドの運用実績等が記載された勧誘資料を用いて説明を行っていたが、当該勧誘資料において、実際に組み入れていないファンドのリターンを含めて算出した数値を運用実績とする等、虚偽の記載が認められた。	-	25.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	助言	年金基金関係者に対 し特別の利益を提 供している状況	金商法第38条第7号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第3号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20130628-1.htm">http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20130628-1.htm</a>	25.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交 付状況	第二種	契約締結前交付書 面等の記載の不備	・金商法第37条の3第 1項 ・金商法第37条の4第 1項	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20130416-1.htm">http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20130416-1.htm</a>	25.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交 付状況	第二種	顧客に交付する書 面の作成に係る内 部管理態勢の不備	-	第二種金融商品取引業者が取り扱うファンド持分等のいわゆる「みなし有価証券」は、株式等と異なり、公衆縦覧型の開示規制の対象となっていないことから、業者が顧客に対して相対で適切な説明を行うことが重要である。また、みなし有価証券は、一般的に流動性が低いことから、顧客が投資収益の配当及び財産の分配を実現したいと希望するタイミングで円滑に実現できない可能性が高いことから、流動性に関するリスクについての説明が特に重要であると考えられる。 当社が取り扱う海外のランドバンキング事業に投資する海外LLCの社員権においては、契約上、当該社員権の譲渡には、他の社員全ての同意を要するため、投資家は、実質的には投資対象資産が売却されるまで投資収益の配当及び財産の分配を実現することができない性質を有しており、特に流動性の低い商品であった。 このため、顧客に対し特に慎重な説明を要すところ、勧誘資料において、8年以内に配当及び財産の分配が行われるとは限らないものであるにもかかわらず、あたかも8年以内に配当及び財産の分配が行われると誤解を生じかねない不適切な記載をしており、当社の顧客に交付する書面の作成に係る内部管理態勢には不備が認められた。(検証時点においては、8年以内に配当及び財産の分配が可能になるとの見通しが立っていない状況であった。)	-	26.1～3

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交 付状況	助言	契約締結前交付書 面の交付に関し、顧 客に対し、顧客に理 解されるために必要 な方法等による説明 をすることなく、金融 商品取引契約を締結 する行為	・金商法第37条の3第 1項 ・金商法第38条第7号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第1号	・当社は、電磁的方法(インターネット)により、顧客に対し契約締結前交付書面を交付することとして おり、顧客に対し、当該書面の内容を確認したかどうかについて、インターネット上の質問項目に対し て「はい」又は「いいえ」の回答を選択するように求めている。 ・しかしながら、当社のシステムは、顧客が「いいえ」を選択した場合であっても申込みが完了し、投資 顧問契約を成立させる仕様となっており、顧客が契約締結前交付書面の内容を確認したかどうかを 把握したうえで、契約を締結する体制が整備されていない。 ・また、今回検証の結果、契約締結前交付書面の内容を確認していないと回答した顧客数名との間で 投資顧問契約を締結している事実が認められた。	-	25.10～ 12
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交 付状況	運用	特定投資家に対する 告知義務違反	金商法第34条	・当社は、年金基金等との投資一任契約の締結に際し、年金基金等に対し、自己(年金基金等)を特 定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる旨の告知を行っていなかった。	-	25.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交 付状況	運用	法定書面の未交付 及び運用方針の機 関決定前に運用を開 始した状況	・金商法第37条の3第 1項 ・金商法第37条の4第 1項	・当社は、投資一任契約の締結に当たり、顧客から早急に運用を開始するよう求められたため、運用 方針の機関決定前に、かつ、契約書を取り交わす前に運用を開始しており、運用開始から2、3ヶ月 経過した後に、当該顧客に対し、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面を交付していた。	-	25.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交 付状況	登金	契約締結前交付書 面の未交付	金商法第37条の3第1 項	・当庫は、国債に係る振替決済口座を開設する際に、顧客に交付すべき契約締結前交付書面を作成 しておらず、顧客に対し交付していなかった。	-	25.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(4) 広告審査 等の状況	助言	著しく事実に相違す る表示又は著しく人 を誤認させるような 表示のある広告をす る行為	金商法第37条第2項	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20131003-3.htm">http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20131003-3.htm</a>	25.10～ 12

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部 管理	(4) 広告審査 等の状況	助言	広告審査に係る内部 管理態勢の不備	—	<p>・当社の広告等を検証したところ、以下の状況等の多数の不適切な記載が認められ、投資家に誤解を与えないか等の観点から検証を行うための広告審査態勢に不備が認められた。</p> <p>○当社は、自社の商品を「積立したい商品第1位」と掲載しているが、一般の投資家は、積立商品と称する幅広い商品の中で第1位であると誤認するおそれがあり、アンケート調査の対象となった特定の商品の範囲内で第1位と認識するのは困難な表記となっている。</p> <p>○当社は、自社を「海外投資コンサルティング第1位」などと掲載しているが、一般の投資家は、海外コンサルティングを行う者の中で第1位であると誤認するおそれがあり、特定の業者の中での第1位と認識するのは困難な表記となっている。</p> <p>○当社は、「投資助言契約累計等」と記載し、当社における当該金額を掲載しているが、一般の投資家は、これを当社の顧客が投資助言を受けて、現に投資している投資額の合算額と誤認するおそれがあり、当該金額に投資助言を受けた顧客が将来積立てる予定の金額を加えたもの等であると認識するのは困難な表記となっている。</p>	—	25.10～ 12
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	4. 取引時確 認等	—	第一種 (その 他)	本人確認等義務違 反	犯収法第4条第1項	<p>・当社は、A社から外為証拠金取引(以下「FX取引」という。)に係る事業を承継した際、A社より引き継いだ顧客に係る「顧客管理帳票」をA社が作成した本人確認記録とし、当該帳票を保存することにより、A社が既に本人確認等を行っている顧客として、当該顧客とFX取引を開始した。</p> <p>・しかしながら、当該帳票は、犯収法で定める本人特定事項や本人確認のためにとった措置等の記録が欠落しており、本人確認記録として不十分なものであった。</p> <p>・このため、当社は、引継顧客とFX取引を行う際に新たに本人確認等を行わなければならないにもかかわらず、これを行わず、FX取引を行った。</p>	—	25.10～ 12
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	4. 取引時確 認等	—	助言	犯罪による収益の移 転防止に関する法律 に基づく本人確認の 未済等	<p>・犯収法第4条第1項</p> <p>・犯収法第6条第1項</p>	<p>・当社は、一部の顧客に対し、取引時確認を行っていなかった。</p> <p>・また、別顧客に対しては、取引時確認は行っていたものの、犯収法に基づく記録の作成を行っていなかった。</p> <p>※本件行為は、適格機関投資家等特例業務において行われていた。</p>	—	25.4～6
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	—	第一種 (有価)	特定口座開設顧客 に必要な情報を適切 に通知していないと 認められる状況	金商法第40条第2号 に基づく金商業等府令 第123条第1項第8号	<p>・当社システムにおいては、特定口座開設顧客が当該口座において保有する株式に係る株主割当増資(有償増資という。)が生じた際に、顧客が有償増資への申し込みを行うか否かにかかわらず、権利付最終日の翌営業日に、増資対象銘柄を保有する全顧客が有償増資の申し込みを行ったものとみなして、株式の平均取得単価が算出される仕様となっている。</p> <p>・このため、有償増資の申し込みを行わなかった顧客に係る平均取得単価については、当社において修正されなければならないところ、一部の顧客について修正が行われていなかったため、当該顧客に対する譲渡益税通知書等の「所得価額」等が誤って記載されていた。</p>	—	25.4～6

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(1) 適合性の 原則	第一種 (有価)	仕組債の販売勧誘 に係る管理態勢の不 備	—	<p>①顧客の適合性に係る審査前に販売勧誘が行われている状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社では、営業員が顧客に対し仕組債の販売勧誘を行う場合、社内規則により、事前に本部に勧誘申告書(適合性等審査)を提出し、承認を得る必要があるとしている。</li> <li>・しかしながら、当社営業員は、社内規則に違反し、顧客への勧誘等を行い買付けの意向が得られた段階(販売勧誘後)で、勧誘申告書を本部に提出している状況が常態化していた。</li> <li>・また、顧客の適合性を判断するための社内規則の整備が不十分な状況が認められた。</li> </ul> <p>②私売出し仕組債を販売勧誘する際の相手方となる人数の管理が不適切な状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、営業員からの上記勧誘申告書の提出を受けて、本部において、同一の有価証券に係る勧誘人数を管理(49名以下)することとしている。</li> <li>・しかしながら、上記のとおり、当社営業員からは、販売勧誘の結果、顧客が購入の意向を示さない場合には、当該申告書の提出が行われていないため、営業員が販売勧誘を行った相手方の人数につき、適切に管理が行われていなかった。</li> </ul>	—	25.10～ 12
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(2) 勧誘状況	第一種 (有価)	外国債券の勧誘に 関する管理態勢の不 備	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社では、外国債券の勧誘については、高格付けの発行体の債券のみを扱っていることから、営業部店の現場における教育・指導で十分に対応できるものとしており、統括部門において、適切な勧誘行為を行うための教育・指導が行われていないほか、営業員における外国債券の勧誘状況について、通話記録等によるモニタリングが行われていなかった。</li> <li>・今回検査で外国債券の勧誘に係る状況を検証したところ、「元利・元本保証と誤解させるおそれのある勧誘」が複数の部店にわたり、複数の営業員において行われている状況が認められた。</li> </ul>	—	25.10～ 12
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(2) 勧誘状況	第一種 (有価)	投資者保護上問題 のある投資信託・債 券間の乗換勧誘	—	<p>金商法は、投資信託の乗換勧誘に際し、乗換えに関する重要な事項について説明するよう求めている(金商業等府令第123条第1項第9号)が、これは、投資家が自らの判断に基づき合理的な投資を行えるよう、金融商品取引業者に対し、適切な説明と業務の運営体制の整備を求めるものである。</p> <p>当社は、甲ブラジルリアル建投資信託(米国の社債券への投資運用)と乙ブラジルリアル建世銀債券の2商品について、多数の顧客に対して、甲から乙への乗換勧誘する一方で、他の多数の顧客に対して、乙から甲への乗換勧誘を行っている。</p> <p>上記2商品は、投資信託と債券という異なる金融商品ではあるものの、乗換えに際して各種手数料が生じる一方、いずれもブラジルリアル・円という同一の為替リスクを負う商品であることから、投資家が合理的な投資を行うためには、その乗換勧誘に当たって、投資信託の乗換勧誘の場合と同様に、商品の特性や乗換えに係る費用等について、十分な説明が必要であると考えられる。</p> <p>しかしながら、当社においては、投資信託及び外国債券のそれぞれの短期売却については制限されていたものの、異なる金融商品間の乗換えについては、商品の特性を踏まえたモニタリング等が行われておらず、また、2商品の特性が営業員に適切に周知されていなかったことから、顧客に対して、為替リスクに関する誤った説明に基づく勧誘が行われるなど、不適切な勧誘事例等が複数認められた。</p> <p>※本件における「乗換勧誘」とは、現に保有している投資信託受益証券等の売付けに伴う投資信託受益証券等の買付け等に係る勧誘に限らず、現に保有している有価証券の売付け等に伴う有価証券の買付け等に係る勧誘をいう。</p>	—	26.1～3

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(4) 顧客への 対応	第一種 (有価)	手数料免除の取扱 いに係る社内管理態 勢の不備	—	・当社は、顧客に対する手数料免除の取扱いに関する規定を定めていない状況において、十分な検討を行わないまま、一部の顧客に対し例外的に手数料を免除していた。	—	25.4～6
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(5) 弊害防止 措置	第一種 (有価)	親法人等からの顧客 に関する非公開情報 を受領する行為	金商法第44条の3第1 項第4号に基づく金商 業等府令第153条第1 項第7号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20130405-1.htm">http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20130405-1.htm</a>	25.4～6
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	6. 引受 等営業	—	第一種 (有価)	ブック・ビルディング に係る管理態勢の不 備	—	・当社は、日本における新規公開の海外募集分に係る引受人が当社の海外関連会社であったことから、当該海外募集分に係るブック・ビルディング業務を行うこととなったが、当該海外募集分について、顧客からのブック・ビルディングの申告が過大な需要の申告であることを知りながら、当該申告を受け付けている事例が認められた。	—	25.7～9
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	11. 財産・経 理	(1) 純財産額 の算出に 関する検 査の方法	第一種 (有価)	純財産額が法定の 最低純財産額に満 たない状況	金商法第52条第1項 第3号(同法第29条の 4第1項第5号ロに該 当することとなったとき)	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2014/2014/20140124-1.htm">http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2014/2014/20140124-1.htm</a>	26.1～3
Ⅱ-2-3 業務編・ 第二種金 融商品取 引業者 共通項目	1. 営業姿勢 等	(2) 勧誘状況	第二種	集団投資スキーム持 分の取得勧誘に関し て、顧客に対し虚偽 のことを告げる行為	金商法第38条第1号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20131217-1.htm">http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20131217-1.htm</a>	25.10～ 12
Ⅱ-2-3 業務編・ 第二種金 融商品取 引業者	3. 内部管理	(4) 事務処理 の適切性	第二種	ファンドの出資金に ついて分別管理が確 保されていないまま 出資持分の取得勧 誘を行う行為	金商法第40条の3	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20130830-2.htm">http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20130830-2.htm</a>	25.7～9

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-4 業務編・ 投資助 言・代理 業者	1. 投資助 言・代理 業	(3) 禁止行為 等	助言	顧客の利益に追加 するため財産上の利 益を提供する行為	金商法第41条の2第5 号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20131003-3.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20131003-3.htm</a>	25.10～ 12
Ⅱ-2-5 業務編・ 投資運用 業者	1. 投資運用 業	—	運用	ファンドのリストラク チャリング案実施に 伴う顧客対応の不備	—	・当社は、投資一任契約を締結する顧客のポートフォリオに組み込まれたファンドにおいて、当該ファンドの投資運用業者より、ファンド受益証券の保有方針(当該ファンド受益証券を継続して所有又は他ファンド受益証券へ転換)等について、2案のリストラクチャリング案(リストラ案という。)を示されたところ、当社は、当該リストラ案について、運用戦略、運用資産、運用手法の具体的な差異等が顧客の運用にどのような影響を及ぼすかについて適切に必要なデューデリジェンスを行っていない状況が認められた。	—	25.4～6
Ⅱ-2-5 業務編・ 投資運用 業者	1. 投資運用 業	(3) 運用の適 切性	運用	ファンド資産の時価 算出等に係る業務管 理態勢の不備	—	・当社は、投資信託の基準価額の算出に当たり、当該投資信託に組み込まれた未公開株式の評価については、実際に当該未公開株式の取引が行われた場合には、その取引価格を時価とすることとしていた。 ・しかしながら、当社は、当該未公開株式の取引を実際に行っていたにもかかわらず、別の評価方法(未公開株式の発行企業の財務諸表等の資料から算出)で評価を行った。 ・このため、当社は、投資信託の基準価額の算出を誤り、更には当該誤った基準価額に基づき、過大に委託者報酬を算出し、受領した。	—	25.4～6
Ⅱ-2-5 業務編・ 投資運用 業者	1. 投資運用 業	(4) 説明義務	運用	運用報告書の記載 不備	金商法第42条の7第1 項	・当社が顧客に対し交付を行った運用報告書の内容を検証したところ、法定記載事項である運用財産に係る「有価証券の数」等について記載誤りが認められた。	—	25.4～6
Ⅱ-2-5 業務編・ 投資運用 業者	1. 投資運用 業	(4) 説明義務	運用	事実と異なる運用報 告書を顧客に交付す る行為	金商法第42条の7第1 号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20130830-1.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c2013/2013/20130830-1.htm</a>	25.7～9
Ⅱ-2-5 業務編・ 投資運用 業者	3. 財産・経 理	(1) 純財産額 の算出に 関する検 査の方法	運用	純財産額を適切に把 握していない状況	—	・当社は、当社が保有する投資有価証券が相当程度減損しているおそれがあることを認識していたにもかかわらず、当該有価証券の発行会社と連絡がとれず評価するための資料が入手できないとして帳簿価額のまま資産計上を継続している等、適切に保有資産の時価を把握し、自社の純財産額の状況を確認することを怠っていた。 ※なお、検査において、当該発行会社の所在地を現地確認したところ、営業実態が確認できない状況であった。	—	25.7～9

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-5 業務編・ 投資運用 業者	3. 財産・経 理	(1) 純財産額 の算出に 関する検 査の方法	運用	純財産額が法定の 基準を下回っている 状況等	・金商法第52条第1項 第3号 ・金商法第47条の2	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20131217-1.htm">http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20131217-1.htm</a>	25.10～ 12
—	—	—	第二種	顧客からの出資金を 他の顧客に対する配 当金及び償還金の 支払に流用する行為 等	金商法第52条第1項 第9号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページにリンク します)。	<a href="http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20130426-1.htm">http://www.fsa.go.jp/esc/news/c/2013/2013/20130426-1.htm</a>	25.4～6

金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項

(平成25年4月～平成26年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル	業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
---------	----	----	-------	------	------	------

※業種については、次のとおりです。

- 「第一種(有価)」…第一種金融商品取引業のうち、有価証券関連業
- 「第一種(その他)」…第一種金融商品取引業のうち、「第一種(有価)」以外(FX等)
- 「第二種」…第二種金融商品取引業
- 「運用」…投資運用業
- 「助言」…投資助言・代理業
- 「登金」…登録金融機関
- 「仲介」…金融商品仲介業

※当委員会が作成している「金融商品取引業者等検査マニュアル」の項目順での記載となっております。

注)1 「業種」欄には、指摘事項に係る登録又は届出業種を記載している。

注)2 網掛けは、今回公表時において新たに追加した事項である。

注)3 関係条文等及び関係者の肩書きは行為時点のものである。

注)4 この表においては、以下の略称を用いている。

- 「金商法」…金融商品取引法
- 「金商業等府令」…金商業等府令
- 「保証金府令」…金融商品取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令
- 「自己資本規制比率告示」…金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件
- 「犯収法」…犯罪による収益の移転防止に関する法律